

産業廃棄物処分業許可証

住所 さいたま市浦和区常盤五丁目2番18号

氏名 クリーンシステム 株式会社

代表取締役 田口 幸隆

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第6項~~ の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

さいたま市長 清水 勇 人

許可の年月日

令和元年5月15日

許可の有効年月日

令和4年3月18日



1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処分業

破 砕：廃プラスチック類（発泡スチロールを除く）、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上5種類

圧縮梱包：廃プラスチック類（発泡スチロールを除く軟質系に限る）、紙くず、繊維くず、金属くず 以上4種類

圧 縮：金属くず（食品缶詰用金属缶に限る） 以上1種類

溶融減容：廃プラスチック類（発泡スチロールに限る） 以上1種類

※1 産業廃棄物の種類に(*)のあるものは、石綿含有産業廃棄物を含む。

※2 産業廃棄物の種類に(#1)のあるものは、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3 産業廃棄物の種類に(#2)のあるものは、水銀含有ばいじん等を含む。

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記1のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	内 容
平成24年3月19日	新規許可
平成29年1月31日	変更届（保管施設の変更）
平成29年7月20日	更新許可
平成31年1月11日	変更届（処理能力の増大及び保管施設の変更）
令和元年5月15日	変更許可（処分方法（溶融減容）の追加及び限定の変更）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

事業の用に供する施設の設置場所

さいたま市岩槻区古ヶ場二丁目10番3、10番4 以上2筆（面積949.86㎡）

処理施設の概要

施設の種類	処理能力 (稼働時間)	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	5.64 t/日 (11 時間)	廃プラスチック類（発泡スチロールを除く） 以上1種類	平成24年3月19日 平成30年9月5日 2-8
	4.57 t/日 (11 時間)	紙くず 以上1種類	
	5.60 t/日 (11 時間)	木くず 以上1種類	
	8.23 t/日 (11 時間)	金属くず 以上1種類	
	7.83 t/日 (11 時間)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上1種類	
圧縮梱包施設	102 t/日 (11 時間)	廃プラスチック類（発泡スチロールを除く軟質系に限る） 以上1種類	平成24年3月19日 _____ _____
	73.3 t/日 (11 時間)	紙くず 以上1種類	
	23.7 t/日 (11 時間)	繊維くず 以上1種類	
	141 t/日 (11 時間)	金属くず 以上1種類	
圧縮施設	11.7 t/日 (11 時間)	金属くず（食品缶詰用金属缶に限る） 以上1種類	平成24年3月19日 _____ _____
溶融減容施設	0.55 t/日 (11 時間)	廃プラスチック類（発泡スチロールに限る） 以上1種類	令和 元年5月15日 _____ _____

保管施設の概要（処理前）

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類（発泡スチロールを除く軟質系に限る） 以上1種類	7.56 ㎡	2.02m (1.6 ㎡コンテナ6個)
廃プラスチック類（発泡スチロールを除く） 以上1種類	7.56 ㎡	2.02m (1.6 ㎡コンテナ6個)
廃プラスチック類（発泡スチロールを除く軟質系に限る） 以上1種類	2.52 ㎡	1.01m (1.6 ㎡コンテナ1個)
廃プラスチック類（発泡スチロールに限る） 以上1種類	8.75 ㎡	2.50m（屋内） 21.9 ㎡
紙くず 以上1種類	2.52 ㎡	1.01m (1.6 ㎡コンテナ1個)
紙くず 以上1種類	2.52 ㎡	1.01m (1.6 ㎡コンテナ1個)
木くず 以上1種類	5.04 ㎡	2.02m (1.6 ㎡コンテナ4個)
繊維くず 以上1種類	2.52 ㎡	1.01m (1.6 ㎡コンテナ1個)
金属くず 以上1種類	8.80 ㎡	1.50m (8 ㎡コンテナ1個)
金属くず 以上1種類	2.52 ㎡	2.02m (1.6 ㎡コンテナ2個)
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上1種類	2.52 ㎡	2.02m (1.6 ㎡コンテナ2個)
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上1種類	2.52 ㎡	1.01m (1.6 ㎡コンテナ1個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上3種類	8.80 ㎡	1.50m (8 ㎡コンテナ1個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上3種類	2.52 ㎡	1.01m (1.6 ㎡コンテナ1個)

保管施設の概要（処理後）

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類（発泡スチロールを除く軟質系に限る） 以上1種類	28.4 ㎡	1.70m（屋内） 48.2 ㎡
廃プラスチック類（発泡スチロールを除く） 以上1種類	8.80 ㎡	2.20m { 1 ㎡7レキップ/コンテナ 12個 }
廃プラスチック類（発泡スチロールに限る） 以上1種類	2.88 ㎡	1.00m（屋内） 2.00 ㎡
紙くず 以上1種類	1.50 ㎡	1.70m（屋内） 2.55 ㎡
紙くず 以上1種類	2.52 ㎡	1.01m (1.6 ㎡コンテナ1個)
木くず 以上1種類	8.80 ㎡	1.50m (8 ㎡コンテナ1個)
繊維くず 以上1種類	1.50 ㎡	1.70m（屋内） 2.55 ㎡
金属くず 以上1種類	1.50 ㎡	1.70m（屋内） 2.55 ㎡
金属くず 以上1種類	2.52 ㎡	2.02m (1.6 ㎡コンテナ2個)
金属くず（食品缶詰用金属缶に限る） 以上1種類	12.0 ㎡	1.50m（屋内） 9.41 ㎡
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上1種類	2.52 ㎡	2.02m (1.6 ㎡コンテナ2個)